

鳥取県告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月24日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人あし一ど	ヘルプサービスぼけっと	米子市道笑町二丁目126	平成24年2月10日	訪問介護
医療法人南家医院	医療法人南家医院	境港市渡町1480	〃	居宅療養管理指導